

武蔵野市財政援助出資団体指導事務要綱

(平成8年8月1日)

最終改正 平成14年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、財政援助出資団体の運営をより適正なものとするため、市の指導、監督その他の関与(以下これらを「指導監督等」という。)に関する事務について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において財政援助出資団体とは、市が出資、出えん等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体をいう。

2 財政援助出資団体は、出資団体と援助団体に区分する。

(1) 出資団体 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項に規定する予算の執行に関する長の調査権を有する団体で別に指定するもの

(2) 援助団体 市が主導的に設立し、継続して財政援助及び人的援助をしている団体で別に指定するもの

(指導監督事務の分掌)

第3条 財政援助出資団体(以下「団体」という。)に関する直接的な指導監督等は、団体を所管する部長(以下「部長」という。)が行うものとする。

2 企画政策室長は、団体に対する指導監督等の整合性を図るため、必要な調整をすることができる。

(指定する団体の指導監督事務)

第4条 部長は、次に掲げる事項について、法令で定めるものを除き、団体の運営に関して指導監督等を行うものとする。

(1) 予算及び事業計画の作成及び変更

(2) 決算報告及び事業報告

(3) その他団体の運営上重要な事項

2 部長は、指導監督等をより適正に行うため、次の書類を常時保管するものとする。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 役員及び幹部職員名簿

(3) 基本的諸規程

(4) 現年度並びに過去2年度の予算及び決算に関する書類

(5) その他指導監督等に必要な書類

(市の財政支出)

第5条 団体に対する市の財政支出は、別に定める基準により、その財政支出の目的及び団体の行う事業の内容が公益に合致するものでなければならない。

(団体の財政運営)

第6条 部長は、その団体の財政が、別に定める基準により、合理的かつ効率的に運営されるよう指導監督等を行わなければならない。

(団体の組織及び定数)

第7条 部長は、団体の組織及び定数が、別に定める基準により、事業内容及び事業規模にふさわしい、

簡素で効率的な執行体制となるよう指導監督等を行わなければならない。

付 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。